

インフォメーション



指名願い申請受け付けを行ないます

本市が発注する建設工事、測量設計業務関係、役務および物品購入などにおいて、平成23・24年度の競争入札参加資格申請書の受け付けを行ないます。

詳細については、市ホームページの入札契約情報をご覧ください。

●受付期間

2月1日(火)～28日(月)

●問い合わせ先

財政課(合志庁舎)
☎(248) 1667

合志市認知症啓発シンポジウム 「認知症になっても安心して生活していくために」

地域の皆さんが認知症についての理解を深め、認知症の人を地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくりについて考えるためのシンポジウムを開催します。実際に認知症当事者のお話などパネルディスカッションも行ないます。お気軽にご参加ください。

●とき

2月11日(金)
午後1時～4時(予定)
受付 午後0時30分～

●ところ

御代志市民センター 講堂

●申込締切

1月31日(月)

●申込方法

電話またはファクシミリ

●内容

パネルディスカッション

「地域の中で認知症の方が生活しやすくなるためには」

- ・若年認知症当事者とその妻の立場から
- ・佐野光孝さん・明美さん(静岡県富士宮市)
- ・認知症の人を支える事業所の立場から
- ・おりづる苑せりがや管理者 前田隆行さん(東京都町田市)
- ・医療の立場から
- ・国立病院機構 菊池病院長 高松淳一さん

認知症サポーターとして(発表)

地域で認知症の方をささえる活動について(ささえ愛隊)

●申し込み・問い合わせ先

合志市地域包括支援センター(西合志庁舎)
☎(242) 1124
FAX(242) 3129

確定申告期における 税務署の開庁日の対応

去年に引き続き、平成22年分確定申告期においても税務署などで閉庁日対応を実施します。

●閉庁日対応を行なう税務署

熊本西税務署
熊本東税務署

●実施日

2月20日(日)・27日(日)

●対応業務

確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受領および納付相談

●問い合わせ先

菊池税務署
☎0968(25) 2121
※音声案内

年金の請求をお忘れではありませんか?

心当たりのある人は、お早めにご相談ください。お近くの年金事務所、またはねんきんダイヤルまでお願いします。

●年金加入期間が25年未満の人

・カラ期間と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間の例…サラリーマ

1月10日は「110番の日」

住民の皆さんから寄せられる110番通報は、事件・事故の早期解決に大きな役割を果たしています。

●110番は「緊急時の通報用電話」です

- ・事件・事故などの緊急時に使用してください。
- ・相談事や照会など急がない用件は警察相談(＃9110)または大津警察署に電話してください。

●110番する時は

- ・何があったか(事件か・事故か)?
- ・何時ごろあったか?
- ・発生した場所は?目標物は?これらを落ち着いて話してください。その他、必要なことは係員がお尋ねします。
- 110番通報時の心がけ
- ・ためらわず、素早く
- ・事件・事故の現場を詳しく

●携帯電話による通報上の注意

- ・車を運転しながらの通報はできません。必ず停車してから通報してください。
- ・県境付近では、他県の警察本部へつながる場合があります。

●メール110番のかけ方

- ・耳や言葉の不自由な人の専用メールです。
- ・メールには、事案名・場所・住所・氏名などを入力して送信してください。
- kumamoto-police110@deluxe.ocn.ne.jp

●問い合わせ先

大津警察署
☎(294) 0110
合志菊陽交番
☎(248) 5223
須屋交番
☎(242) 7350
市役所 総務課
交通防災班(合志庁舎)
☎(248) 1112

20歳から国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたや家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。あとで後悔する前に、国民年金に加入しましょう。加入手続きは問い合わせ先へお尋ねください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の人は、加入手続きは不要です。)

なお、学生の人や収入が少なく保険料の納付が困難な人の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

●年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が

記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

●問い合わせ先

健康づくり推進課
国保年金班(西合志庁舎)
☎(242) 1183
熊本西年金事務所
☎(255) 3261

菊池広域連合の一般競争 参加資格申請書を受け付けます

菊池広域連合が平成23・24年度に実施する工事、委託業務、物品その他役務の提供に係る入札に参加を希望する人は、参加資格申請書を2月1日(火)～28日(月)までに提出(郵送可)してください。※提出要領は菊池広域連合ホームページに掲載
http://www.kikuchi-kt.jp

●提出・問い合わせ先

菊池広域連合 総務課
〒861-1295
菊池市泗水町福本383
菊池市泗水総合支所3階
☎0968(38) 0171

ンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など

- ・生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

- 年金の受取開始を66歳以降に繰り下げている人
- ・70歳になっても、年金は自動的に支払われません。年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

- 厚生年金の加入期間のある65歳以上の人
- ・「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている人は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行なってください。
- ・片方の年金の受取開始を繰り下げている人は、70歳になるまでに年金の請求を行なってください。

- 厚生年金の加入期間のある人で、「65歳になつてから年金を受け取るう」と思っている人

- ・厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす人に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行なってください。
- ※特別支給の老齢厚生年金は65歳前に受け取ることができます。老齢厚生年金です。

- 60歳以上で、会社にお勤めの人
- ・現在、会社にお勤めの人も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行なってください。

・給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

●問い合わせ先

ねんきんダイヤル
☎0570(05) 1165
※IP電話・PHSからは
☎03(6700) 1165
熊本西年金事務所
☎(355) 3261